

名古屋市告示第194号

環境目標値を定める告示の一部改正について

平成17年名古屋市告示第402号（環境目標値を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

表2を次のように改める。

表 2 水質の汚濁に関する目標

区分 水質のイメージ 項目	河 川			ため池		海 域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
	川に入っている遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際での遊びや自然観察が楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際での遊びが楽しめる	海辺の散歩が楽しめる
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下			—	—	7.8以上8.3以下	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	—	—	—	—
化学的酸素要求量 (COD)	—	—	—	6 mg/L 以下	8 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	10mg/L 以下	15mg/L 以下	20mg/L 以下	15mg/L 以下	20mg/L 以下	5 mg/L 以下	10mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	—	—	5 mg/L 以上	
ふん便性大腸菌群数	1000 個/100mL 以下	—	—	—	—	—	—
全窒素	—	—	—	0.6mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
全リン	—	—	—	0.05mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
全亜鉛	0.03mg/L 以下			0.03mg/L 以下		0.01mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ノニルフェノール	0.002mg/L 以下			0.002mg/L 以下		0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	0.05mg/L 以下			0.05mg/L 以下		0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
測定方法	告示の河川（湖沼を除く。）の測定方法 ふん便性大腸菌群数については、メンブランフィルター法又は、疎水性格子付きメンブランフィルター法			告示の湖沼の測定方法		告示の海域の測定方法	

注 1 「測定方法」の欄において「告示」とは、昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号に掲げるものをいう。

2 pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び河川・海域のSSは日間平均値とする。

3 BOD、CODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

4 全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS及びため池のSSについては、年間平均値とする。